

大都市制度の状況

現在、大都市制度は「指定都市制度」と「特別区設置制度」が制度化されていますが、いずれも広域自治体(都道府県)の下に基礎自治体(市・特別区)を設置する制度です。一方、都道府県の区域外に新たな自治体を設置する「特別自治市(通称:特別市)制度」は、制度化されていません。

指定都市制度

・現在の政令指定都市の制度(1956年に暫定的に導入)

制度化済

特別区設置制度(いわゆる都構想)

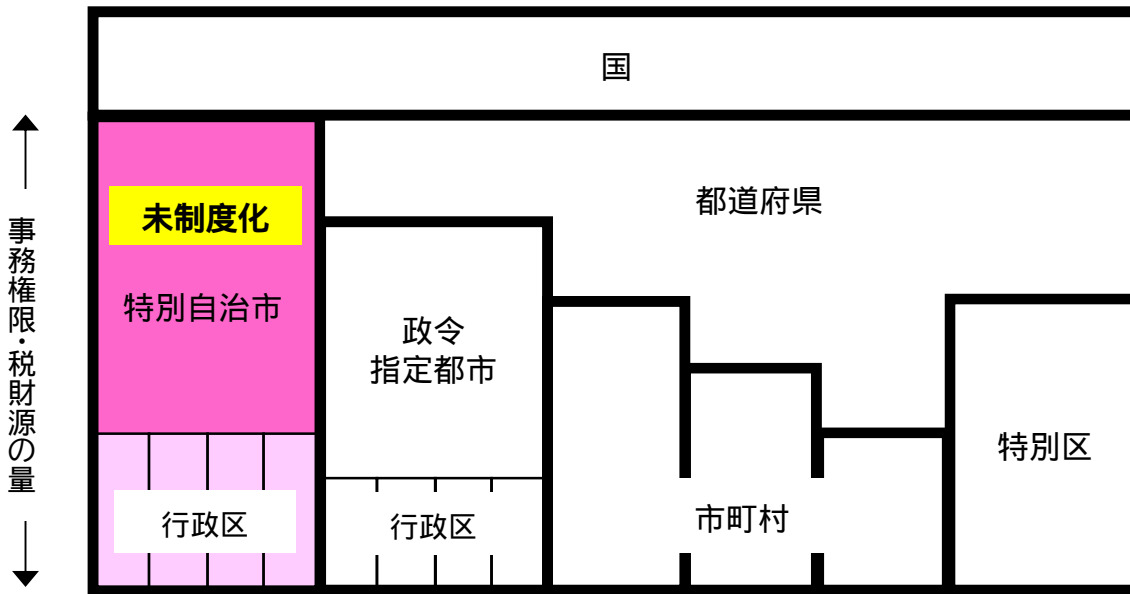
・指定都市等関係市町村を廃止して特別区に再編

制度化済

特別自治市(通称:特別市)制度

・都道府県の区域外となる新たな地方自治体を設ける

未制度化



地域特性に応じた制度を選択できるように

